

(名称および事務局)

第1条 この組織は神明中学校区地域教育推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を東京都杉並区南荻窪2丁目37番28号所在の神明中学校内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域のさまざまな環境にある子ども達の笑顔と主体性を守り、健全育成への支援を通して、大人も子どもも豊かで活力のある街づくりを目指す活動を行う。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、つぎのプロジェクトをおこなう。

- (1) 地域における情報の共有と発信に関すること
- (2) 地域の教育力を高めること
- (3) 地域における次世代育成
- (4) 安心・安全な地域づくりのための継続的かつ横断的なネットワークづくりを推進すること
- (5) 地域における多世代・異文化の交流をはかること
- (6) 地域資源の活用・開発・発掘に関すること
- (7) その他協議会の目的の達成に資すること

(構成員)

第4条 協議会を構成する者（以下「委員」という。）は、別紙一覧表に記載の概ね神明中学校区に所在する団体、組織、個人ならびにその他関係者とする。

(役員)

第5条 協議会には以下の役員をおく。

役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長は、協議会全体を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する
- (3) 会計は、金銭の管理及び収入支出の事務を行う
- (4) 会計監査は、委員会の会計を監査し、全体会に報告する

(会議)

第6条 協議会には以下の組織を置く。

- (1) 全体会
- (2) 運営委員会
- (3) チーム
- (4) 事務局

(全体会)

第7条 全体会は全委員をもって構成し、地域内の共通目標や事業について協議・承認するものとする。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、会長の指名、または委員の互選に基づき、委員のうち15名程度のもの構成し、全体会を円滑に行うためのプロジェクトの立案、チームの設置、構成員間の各種調整を行う。

第9条 チームは運営委員会の承認に基づき設置され、特定のプロジェクトの推進・実務にあたる。

- 2 運営委員会が必要と認める場合は、構成委員以外の者をチームに参加させることができる

(事務局)

第10条 事務局は、神明中学校区内の青少年委員、西荻南児童館館長、その他のもので構成し、協議会の庶務にあたる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、区分担金・寄付・その他の収入をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(検証と評価)

第12条 担当チームが年度末またはプロジェクトを終えた時には、検証・評価し、次年度または次の各プロジェクトに活かすものとする。

(規約の改正)

第13条 この規約は、全体会において出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

(細則)

第14条 協議会の運営に必要な細則は、運営委員会がこれを定めるものとする。

付則 この規約は令和3年6月1日より施行する。